

【 資 料 編 】



南大隅町振興計画審議会条例

平成17年6月13日

条例第169号

(設置)

第1条 南大隅町の振興計画に関し、町長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議するため、南大隅町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会の委員は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 関係団体の役職員

(3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、職をもって充てる委員については、その任期中とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(費用)

第6条 審議会の委員がその職を行うために必要な費用の弁償は、別に定めるところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成22年3月9日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月25日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月8日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

諮問書

南企第 2652 号
令和元年12月23日

南大隅町振興計画審議会
会 長 湯田 義光 様

南大隅町長 森田 俊彦

南大隅町総合振興計画について（諮問）

南大隅町総合振興計画について、南大隅町振興計画審議会条例第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答申書

令和2年3月16日

南大隅町長 森田 俊彦 様

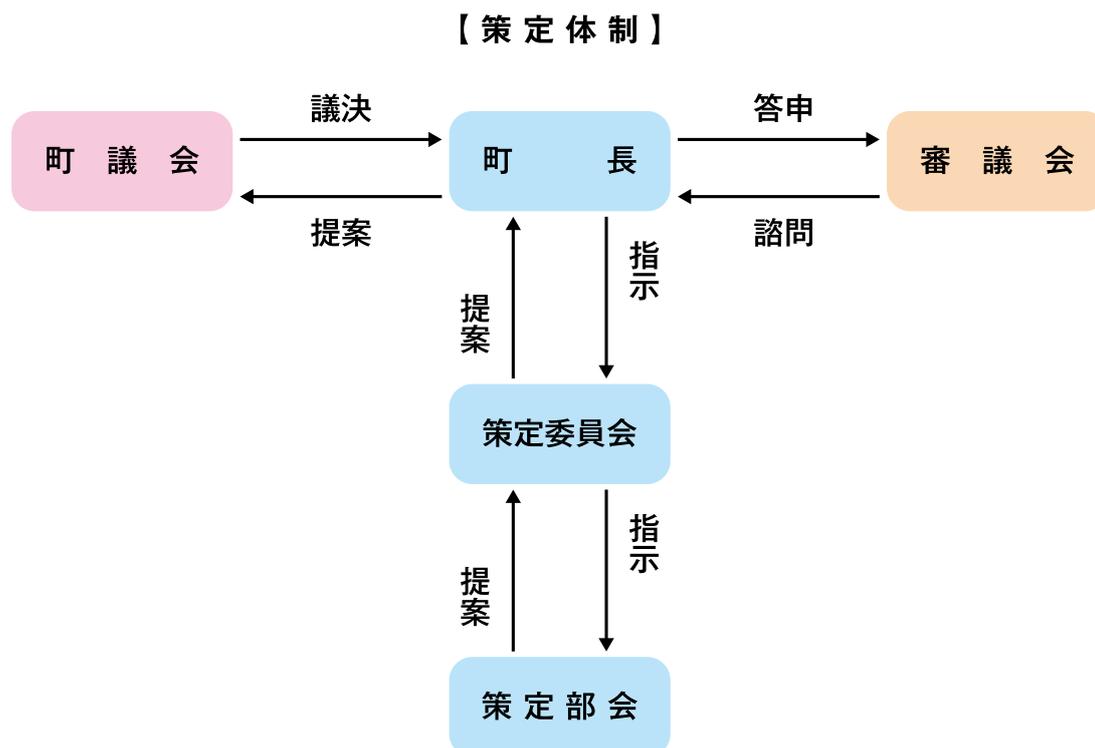
南大隅町振興計画審議会
会 長 湯田 義光

南大隅町総合振興計画について（答申）

令和元年12月23日付け南企第2652号で諮問された、南大隅町総合振興計画について、本審議会は、慎重に審議した結果、概ね適切なものであると認めます。

なお、計画を進めるに当たっては、町民主体の町政の推進を基本として努力するとともに基本構想・基本計画に沿った確実な事業実施を行い、本町の持続的発展が図られるようお願いし答申とします。

○計画策定体制図



○策定委員会

[構成員]

- ・委員は、副町長、教育長及び各課長で構成する。

[作業内容]

- ・計画策定に関する調査及び計画立案の総合調整を行うために設置。
- ・策定部会が作成する各種調査、研究内容並びに計画素案などについての確認を行う。

○策定部会

[構成員]

- ・部員は、係長級以上の職員で構成する。

[作業内容]

- ・計画策定に関する調査研究及び計画素案の作成などを行うために設置。

○南大隅町振興計画審議会

開催日	概要
令和元年12月23日	第1回南大隅町振興計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・条例、規程等について ・振興計画の策定方針（案）について ・後期基本計画骨子（案）について
令和2年1月23日	第2回南大隅町振興計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画骨子（案）修正について ・後期基本計画（素案）について
令和2年2月21日	第3回南大隅町振興計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画（素案）修正について ・基本構想、重点戦略について ・デザイン、レイアウトの確認について

○南大隅町振興計画策定委員会

開催日	概要
令和元年9月25日	第1回南大隅町振興計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・振興計画の策定方針（案）について ・現況評価シート（案）について
令和元年12月16日	第2回南大隅町振興計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画骨子（案）について
令和2年1月9日	第3回南大隅町振興計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画（素案）について
令和2年2月5日	第4回南大隅町振興計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画（素案）修正について ・基本構想、重点戦略について ・デザイン、レイアウトの確認について

【南大隅町振興計画審議会委員名簿】

委 員 氏 名	役 職 等
大村 明雄	南大隅町議会議長
川原 拓郎	南大隅町議会副議長
浪瀬 敦郎	南大隅町議会総務民生常任委員会委員長
大久保 孝司	南大隅町議会教育産業常任委員会委員長
木佐貫 徳和	南大隅町議会広報広聴常任委員会委員長
副会長 畠中 泉	南大隅町教育委員
松元 勇治	南大隅町商工会会長
会長 湯田 義光	南大隅町自治会長連絡協議会会長
橋口 初男	南大隅町農業委員会会長
打越 道行	南大隅町老人クラブ連合会会長
鹿間 久美子	南大隅町地域女性会連絡協議会会長
垂水 澄江	南大隅町地域女性会連絡協議会佐多女性会会長
日高 隆	鹿児島きもつき農業協同組合南部統括支所長
安楽 隆	ねじめ漁業協同組合組合長
山野 一三	おおすみ岬漁業協同組合組合長
柿迫 美智代	大隅森林組合南大隅支所長
富田 昭仁	南大隅町認定農業者協議会会長
大竹野 佑介	南大隅町青年団団長
松山 公明	南大隅町畜産振興会
原 森一	学識経験者

令和元年12月23日委嘱

[策定委員会名簿]

委員氏名	役職等
委員長 白川 順二	副町長
副委員長 山崎 洋一	教育長
相羽 康德	総務課長
熊之細 等	企画課長
黒木 秀	観光課長
上之園 健三	税務課長
川元 俊朗	町民保健課長
下園 ひとみ	介護福祉課長
里中 義郎	経済課長兼農業委員会事務局長
下園 敬二	建設課長
打越 昌子	会計課長
上大川 秋広	教育振興課長
浜川 和弘	議会事務局長
新保 哲郎	佐多支所長

[策定部会概要]

部会名	構成
産業振興部会	事務担当者 12人
健康福祉部会	事務担当者 14人
生活環境部会	事務担当者 15人
教育文化部会	事務担当者 9人
共生協働・行財政部会	事務担当者 13人

[事務局]

事務局 長	企画課長 熊之細 等
事務局 員	企画課職員

○パブリックコメント

「南大隅町第2次総合振興計画後期基本計画(案)(計画期間：令和2年度～令和6年度)」
に対する意見募集の結果について

(1) 意見募集期間

- ・令和2年2月27日(木)～令和2年3月13日(金)

(2) 意見提出方法

- ・郵送、ファックス、電子メール、持参
- ・住所、氏名、意見(どの部分なのか。理由を添えて)を書面で提出

(3) 意見提出先

◇郵送の場合

〒893-2501

南大隅町根占川北226番地 南大隅町役場企画課政策統計係 宛

◇ファックスの場合

0994-24-3119

◇電子メールの場合

kikakuka@town.minamiosumi.lg.jp

(4) 資料の閲覧場所

- ・本庁企画課、佐多支所総務民生グループ、ホームページよりダウンロード

(5) 意見提出者・件数

- ・意見はありませんでした。



南大隅町第2次総合振興計画

【後期基本計画】

令和2年3月

<編集・発行>

南大隅町企画課

〒893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北 226 番地
TEL : 0994-24-3111(代) / FAX : 0994-24-3119



南大隅町第2次総合振興計画

【後期基本計画】

2020年（令和2年）▶ 2024年（令和6年）